

保育所等利用に係る求職活動予定であることの申立書

岩沼市長 殿

私は、保育所等利用開始後、求職活動を行い、利用開始日より90日を経過する日が属する月の月末までに就労開始し、その旨を証明する就労証明書を提出することを申し立てます。

なお、所定の期間内に就労を開始しない場合は、利用している保育所等を退所いたします。

令和 年 月 日

申立人

※自署でない場合は、記名押印してください。

(利用申込児童との続柄：)

住 所	〒	
利用申込 児 童 名	ふりがな	ふりがな
保育所等 利用希望 期 間	年 月 日～ 年 月 日 □就学まで	

備考

- 保育所等の利用調整がつき、利用が決まったら、速やかに教育・保育給付認定（支給認定）申請手続きを行ってください。
- 教育・保育給付認定（支給認定）認定期間は、保育所等利用開始日から90日を経過する日の属する月の末日までとなります。その期間内に就労を開始しなかった場合は、保育所等を退所することになります。また、認定期間終了後、「求職活動」の要件で教育・保育給付認定（支給認定）期間を延長することはできませんので御注意ください。